

不利益処分の処分基準

処分の名称		枚方市指定障害福祉サービス事業者等における処分基準等
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十条第一項、第三項で準用する第一項並びに第五十一条の二十九第一項及び第二項 (平成 17 年法律第 123 号)
処分基準	法令の基準	別添のとおり
	具体的基準	別添のとおり
	参 考 事 項	
備 考		